

令和 6 年度「オレンジ・チューター活用事業」実施要領

1 目的

この事業は、地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを繋げる仕組みであるチームオレンジの県内市町村等における立ち上げ及び活発な運営を支援し、もって、地域において認知症サポーターが活躍する場を確保するとともに、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができる認知症とともに生きる社会を構築することを目的とする。

2 対象市町村

県内全市町村を支援の対象とする。

3 事業において派遣対象となるオレンジ・チューター

派遣対象となるオレンジ・チューターは、県内在住かつ、特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構全国キャラバン・メイト連絡協議会が実施するオレンジ・チューター養成研修を修了した者のうち適任者を岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長が委嘱（委嘱期間 1 年）する。

オレンジ・チューターの人数は指定しないが、各広域振興圏に 1 名以上、計 4 名以上を目安とする。

4 業務内容

派遣対象となるオレンジ・チューターは、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 市町村が実施するチームオレンジの立ち上げに係る現地支援（地域資源の把握、立ち上げに向けた地域・組織づくりの支援等）
- (2) チームオレンジの立ち上げ・運営に取り組む市町村の事業内容に関する情報収集、情報提供
- (3) チームオレンジの立ち上げが未実施・未検討の市町村に対するチームオレンジの立ち上げに向けた助言及び情報提供
- (4) チームオレンジの運営に課題を抱えている市町村に対する解決に向けた助言及び支援
- (5) その他チームオレンジの立ち上げ及び運営に関する市町村からの相談支援

5 費用の負担

オレンジ・チューターの活動に要する謝金及び旅費については、県の規定に準じ、予算の範囲内で県が負担する。なお、オレンジ・チューターが岩手県高齢者総合支援センターの職員である場合は、謝金は支出しないこと。

6 庶務

この事業の庶務は、別途、県が契約する「令和 6 年度岩手県高齢者総合支援センター運営事業委託」の受託者が所管する。